

## 継続的売買等契約書

売主 株式会社（以下「甲」という）と買主 株式会社（以下「乙」という）及び乙の連帯保証人 （以下「丙」という）は、甲が製造する （以下「製品」という）について、以下の内容の継続的売買等契約を締結した。

第1条（目的） 甲は乙に対し、本契約に従い、製品を継続的に売り渡すことを約し、乙はこれを買受けることを約する。

第2条（個別契約） 甲と乙との間の個々の製品売買については、個別の契約によるものとし、乙が甲に対して発注年月日・目的物の名称・仕様・数量・納期・納入場所・代金の額等を記載した注文書を発送する方法により行う。

第3条（納期等） 甲は乙に対し、製品を、乙の指定する納入場所、期日に納入する。  
甲は、期日に製品を納入できない可能性があるときは、その旨乙に申し出て、乙の指示を受ける。  
天災地変、戦争、動乱、その他輸送機関の事故等やむを得ない事態の発生により、製品の納入が遅延し、または不能が生じたときには、甲は責任を負わない。

第4条（受領、検査） 乙は、製品納入の都度、これを検査のため受領し、かつ、直ちに検査する。

第5条（所有権の移転） 製品の所有権は、乙が製品代金を完済し、かつ、甲が製品の引渡しを行ったときに移転する。

第6条（危険負担） 製品の引渡し前に生じた滅失、毀損、減量その他の一切の損害は、乙の責めに帰すべき場合を除き、甲の負担とし、製品の引渡し後に生じたこれらの損害は、甲の責めに帰すべき場合を除き、乙の負担とする。

第7条（返品） 製品の引渡し後は、第6条の甲の責めに帰すべき滅失等を除き、乙は甲の承諾なしに甲へ返品することはできない。

第8条（仕切価格） 甲が乙に販売する製品の仕切価格は、甲がこれを定めて事前に乙に通知する。

第9条（代金支払時期） 乙が甲に支払う製品代金の条件は、毎月 日締切、翌月 日払いとする。

第10条（事故発生の場合の通知・協力等） 製品に関して事故が発生した場合は、乙は甲に対し速やかに事故発生の通知を行う。第三者のもとで事故が発生し、乙がこれを知った場合も同様とする。

製品に関して事故が発生した場合、甲と乙は、事故品の回収、その他の製品の回収、被害者との示談等、事故原因の究明、事故処理等を協力して行う。

第11条（改造等の禁止） 乙は、甲の承諾なく、製品を改造したり、製品の品質・形状および商標を変更して販売しない。

第12条（担保の提供） 甲から申出があったとき、乙は本契約に基づいて生ずる債務を担保するため、甲が相当と認める担保を提供する。

第13条（連帯保証人） 丙は乙の保証人となり、本契約により生ずる乙が甲に対して負担する一切の債務を乙と連帯して履行することとし、本契約が更新した場合もまた同様とする。

第14条（解除） 甲または乙が次のいずれかに該当するときは、相手方は何らの催告なく本契約を解除することができる。

- 一 差押を受けたとき。
- 二 競売の申立を受けたとき。
- 三 破産、民事再生手続、会社整理、会社更生手続等の申立があったとき。
- 四 手形等の不渡、支払停止、支払不能があったとき。
- 五 会社解散の決議があったとき。

甲または乙が、本契約で定めた事項に違反したときは、相手方は催告の上、本契約を解除することができる。

第15条（通知事項） 甲、乙は、営業の変更、資本金の減少、組織の変更、合併をしようとするときはあらかじめ書面により相手方に通知する。

第16条（合意管轄） 本契約より生ずる権利義務に関する訴訟については、甲の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

第17条（期間、更新） 本契約の期間は、契約締結の日から1年間とし、甲、乙いずれか一方により期間満了 カ月前までに書面による更新拒絶の申出のない限り、同一条件で更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

第18条（協議） 本契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して決定する。

上記を証するため本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

売主（甲）

買主（乙）

連帯保証人（丙）